

日 銀 業 第 1 6 3 号
2 0 2 1 年 3 月 3 1 日

担保差入金融機関等 御中

日 本 銀 行

「担保に関する細則」の一部改正等に関する件

日本銀行では、次の（１）から（３）までに掲げる事由等に伴い、標記規程の一部を別紙１のとおり改正し、2021年4月1日から実施するとともに、別紙２のとおり経過措置を講ずることとしましたので、通知します。

別紙１および別紙２の内容は、「電子証書貸付債権の適格担保としての差入手続および証書貸付債権の担保差入等にかかる事務の合理化に関する件」（2021年2月24日付日銀業第67号）^{（注）}の別紙１および別紙２の内容と同一です。

また、本件による改正後の事務の概要については、上記資料の別添１および別添２をご参照ください。

（注）日本銀行ホームページ（「業務上の事務連絡」―「新着情報」）に掲載されています。

- （１）証書貸付債権証書が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいいます。以下同じです。）をもって作成され、当該電磁的記録に電子署名が行われている証書貸付債権（政府（特別会計を含みます。）に対する証書貸付債権に限ります。）を適格担保として差入れるための手続を整備すること
- （２）全期間型特別適格債務者向け証書貸付債権（標記規程に定める「全期間型特別適格債務者向け証書貸付債権」をいいます。）および特定期間型特別適格債務者向け証書貸付債権（標記規程に定める「特定期間型特別適格債務者向け証書貸付債権」をいいます。）のうち、シンジケート・ローン債権を除くものについて、事前審査（標記規程に定める「事前審査」をいいます。）の手続を不要とすること
- （３）証書貸付債権等の期日担保返戻（一部返戻を除きます。）において担保差入先が日本銀行に来店する回数を削減できるようにすること

—— 本件改正により、「証書貸付債権の担保差入に係る承諾書および抗弁放棄書」
（標記規程第8号書式（13 交付税）、同（14 エネ特）および同（15 林野））を
改正しておりますが、改正前の書式の使用については、一定の制限がありますの
で、ご注意ください（詳細は別紙2の経過措置をご確認ください。）。

<本件に関する照会先>

日本銀行 業務局

総務課 営業・国債業務企画グループ

板 井 （ 03-3277-2957 ）

齋 藤 （ 03-3277-1174 ）

猪 俣 （ 03-3277-1459 ）

以 上

「担保に関する細則」中一部改正

- 第1章2.(32)を横線のとおり改める。

(32) セカンダリー玉

担保差入先が属する担保差入金融機関等が譲渡を受けた政府（特別会計を含みます。）に対する証書貸付債権（電子証書貸付債権を含みます。）または政府保証付証書貸付債権のうち、シンジケート・ローン債権以外のものをいいます。なお、「証書貸付債権」には、特に断りのない限り、セカンダリー玉を含みます。

- 第1章2.(32)の次に次の(33)を加える。

(33) 電子証書貸付債権

証書貸付債権証書が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいいます。以下同じです。）をもって作成され、当該電磁的記録に電子署名が行われている政府（特別会計を含みます。）に対する証書貸付債権をいいます。なお、「証書貸付債権」には、特に断りのない限り、電子証書貸付債権を含みます。

- 第2章2.を次のとおり改める（全面改正）。

2. 手形

(1) 担保差入を行う場合

オンライン担保差入先は、担保差入を行う場合^(注1)には、原則として差入日の午前9時から午前11時までの間に、担保利用細則第1編Ⅱ.2.(5)ロ.により、「担保差入受付通知」^(注2)および手形を担保取引店に提出してください。

(注1) 日本銀行が担保差入先から手形の担保差入の申出を受けた際に確認する差入時の要件については、別表4を参照してください。

(注2) 担保差入受付通知に手形と手形類似電子記録債権の双方が記載されている場合には受付けることはできません。そのため、手形と手形類似電子記録債権の双方について日銀ネットにおいて担保差入の入力を行う場合には、二回に分けて入力する

こととしてください。

(2) 期日担保返戻を受ける場合

オンライン担保差入先は、期日担保返戻を受ける場合には、原則として受戻期日の午前9時から午後3時までの間に、担保利用細則第1編Ⅲ. 1. (3)により、「担保領収証書」および「担保受戻日管理表」^(注)を担保受入店である担保取引店に提出するとともに、担保受入店である担保取引店から手形の返却を受けてください。

(注) オンライン担保差入先が担保出力指定店舗でない場合には、第3章3. (2) ハ. (ロ) に定めるところに従ってください。

○ 第2章3. を横線のとおり改める。

3. 手形類似電子記録債権

~~一(1)「担保差入受付通知」等の受付時間~~

~~イ. (1) 担保差入を行う場合~~

オンライン担保差入先は、担保差入を行う場合^(注1)には、原則として差入日の午前9時から午前11時までの間に、担保利用細則第1編Ⅱ. 2. (~~5~~6)ロ. により、次の書類等^(注+2)を担保取引店に提出してください。

~~一(イ). 担保差入受付通知~~^(注+3)

~~一(ロ). 略 (不変)~~

~~一(ハ). 事前審査時以降に変更記録~~^(注+4)または支払等記録がされていないことが確認できる書面

~~一(ニ). 略 (不変)~~

~~一(ホ). 略 (不変)~~

(注1) 日本銀行が担保差入先から手形類似電子記録債権の担保差入の申出を受けた際に確認する差入時の要件については、別表5を参照してください。

(注+2) }
(注+3) } 略 (不変)
(注+4) }

~~ロ. (2) 期日担保返戻を受ける場合~~

オンライン担保差入先は、期日担保返戻を受ける場合には、原則として受戻期日の午前9時から午前11時~~午後3時~~までの間に、担保利用細則第1編Ⅲ. 1. (3)

により、次の書類等譲渡人欄以外の記名なつ印その他の所要の事項を記入（譲渡記録請求について、譲受人からの請求が必要な場合に限り。）した譲渡記録請求にかかるとともに、担保受入店である担保取引店から、次の書類等のうち差入時に提出した書類等の返却を受けてください。

~~（イ）担保受戻日管理表^{（注1）}~~

~~（ロ）譲渡人欄以外の記名なつ印その他の所要の事項を記入（譲渡記録請求について、譲受人からの請求が必要な場合に限り。）した譲渡記録請求にかかるとともに、担保受入店である担保取引店から、次の書類等のうち差入時に提出した書類等の返却を受けてください。~~

~~（注1）同一の担保受戻日管理表上に、手形と手形類似電子記録債権が混在する場合には、担保利用細則第1編Ⅲ. 1.（3）の担保受戻日管理表にかかるとともに、担保受入店である担保取引店から、次の書類等のうち差入時に提出した書類等の返却を受けてください。~~

~~（注2）譲渡記録請求にかかるとともに、担保受入店である担保取引店から、次の書類等のうち差入時に提出した書類等の返却を受けてください。~~

~~（2）受戻期日における記録事項証明書等の返却時間~~

~~オンライン担保差入先は、期日担保返戻を受ける場合には、担保利用細則第1編Ⅲ. 1.（3）により、担保受入店である担保取引店から、次の書類等のうち差入時に提出した書類等の返却を受けてください。~~

イ. }
 Ⅱ } 略（不変）
ホ. }

（注）略（不変）

○ 第2章4. を横線のとおり改める。

4. 手形類似電子記録債権以外の電子記録債権

~~（1）「担保差入受付通知」等の受付時間~~

~~4.（1）担保差入を行う場合~~

~~オンライン担保差入先は、担保差入を行う場合^{（注1）}には、原則として差入日の午前9時から午前11時までの間に、担保利用細則第1編Ⅱ. 2.（8.9）ロ. によ~~

り、次の書類等^(注2)を担保取引店に提出してください。

~~-(注) 複数の書面について、重複するものがある場合には、重複しての書面の提出は不要です。また、この他に日本銀行が必要と認める書類等を提出して頂くことがあります。~~

~~-(イ). 略 (不変)~~

~~-(ロ). 略 (不変)~~

~~-(ハ). 事前審査時以降に変更記録^(注13)または支払等記録^(注24)が行われていないことが確認できる書面~~

~~-(ニ). 略 (不変)~~

~~-(ホ). 略 (不変)~~

~~-(ヘ). 電子記録債権の入札等の貸付条件の決定方法に関する確認書 (第5号書式)^(注35)または地方公共団体を債務者とする電子記録債権の貸付金利に関する確認書 (第5号書式の2)^(注46)~~

~~-(ト). 略 (不変)~~

~~-(チ). 付随担保明細書^(注57) (付随担保がある場合に限りです。) (第7号書式)~~

(注1) 日本銀行が担保差入先から手形類似電子記録債権以外の電子記録債権の担保差入の申出を受けた際に確認する差入時の要件については、別表5を参照してください。

(注2) 複数の書面について、重複するものがある場合には、重複しての書面の提出は不要です。また、この他に日本銀行が必要と認める書類等を提出して頂くことがあります。

(注13) }
∫ } 略 (不変)
(注57) }

ロ. (2) 期日担保返戻を受ける場合

オンライン担保差入先は、期日担保返戻を受ける場合には、原則として受戻期日の午前9時から午前11時午後3時までの間に、担保利用細則第1編Ⅲ. 1. (3)により、次の書類等譲渡人欄以外の記名なつ印その他の所要の事項を記入 (譲渡記録請求について、譲受人からの請求が必要な場合に限りです。)した譲渡記録請求にかかるとともに、担保受入店である担保取引店に提出してくださいするとともに、担保受入店である担保取引店から、次の書類等^(注2)のうち差入時に提出した書類等の返却を受けてください。

~~-(イ) 担保受戻目管理表^(注1)~~

~~（ロ）譲渡人欄以外の記名なつ印その他の所要の事項を記入（譲渡記録請求について、譲受人からの請求が必要な場合に限り。）した譲渡記録請求にかかるとる書面^{（注2）}~~

~~（注1）同一の担保受戻日管理表上に、証書貸付債権と電子記録債権が混在する場合には、担保利用細則第1編Ⅲ. 1.（3）の担保受戻日管理表にかかるとる（注2）に定めるところに従ってください。~~

~~（注2）譲渡記録請求にかかるとる書面を、参加金融機関または請求代行者に提出する場合には、当該参加金融機関または当該請求代行者が日本銀行と利用契約を締結している必要があります。~~

~~（2）受戻期日における記録事項証明書等の返却時間~~

~~オンライン担保差入先は、期日担保返戻を受ける場合には、担保利用細則第1編Ⅲ. 1.（3）により、担保受入店である担保取引店から、次の書類等^{（注1）}のうち、差入時に提出した書類等の返却を受けてください。~~

イ. }
 Ⅱ } 略（不変）
 Ⅲ }
 Ⅳ }

ト. 譲渡人欄に記名なつ印した譲渡記録請求にかかるとる書面^{（注2-1）}

（注1）譲渡記録請求にかかるとる書面を、参加金融機関または請求代行者に提出する場合には、当該参加金融機関または当該請求代行者が日本銀行と利用契約を締結している必要があります。

（注1-2）略（不変）

~~（注2）譲渡記録請求にかかるとる書面を、参加金融機関または請求代行者に提出する場合には、当該参加金融機関または当該請求代行者が日本銀行と利用契約を締結している必要があります。~~

○ 第2章5. を横線のとおり改める。

5. 証書貸付債権^{（注1）（注2）}

（注1）略（不変）

（注2）セカンドリー玉を日本銀行に担保として差入れることを希望する場合には、事前審査を依頼するまで（事前審査の手続を行う必要のないセカンドリー玉については担保差入の申出を行うまで）に、証書貸付債権の譲渡契約を締結する際に使用する契約書書式等につき、日本銀行の承認を得る必要があります。当該承認の申請等

にかかる手続については、第6章3.を参照してください。

(1)「担保差入受付通知」等の受付時間担保差入を行う場合

イ. 担保差入を行う場合証書貸付債権証書等の提出

オンライン担保差入先は、担保差入を行う場合^(注1)には、原則として差入日の午前9時から午前11時までの間に、担保利用細則第1編Ⅱ. 2. (~~6~~7)ロ. または第1編Ⅱ. 2. (~~7~~8)イ. (ロ)により、次の書類等を担保取引店に提出してください。

(イ) 略 (不変)

(ロ) 証書貸付債権証書 (電子証書貸付債権の場合には、「証書貸付債権証書の写に関する確認書」(第48号書式)を提出してください。また、シンジケート・ローン債権の場合には、日本銀行から交付を受けた証書貸付債権証書の写を提出してください。)

(ハ) }
└ 略 (不変)
(ホ) }

(ヘ) 証書貸付債権の入札等の貸付条件の決定方法に関する確認書 (第10号書式)^(注+2) または地方公共団体に対する証書貸付債権の貸付金利に関する確認書 (第10号書式の2)^(注+3)

(ト) 振出手形および電子記録債権の不存在に関する確認書 (全期間型特別適格債務者向け証書貸付債権もしくは特定期間型特別適格債務者向け証書貸付債権であって、電子証書貸付債権およびシンジケート・ローン債権でないものの場合に限ります。)(第11号書式(A)もしくは第11号書式(B)) または証書貸付債権の債権内容の変更ならびに振出手形および電子記録債権の不存在に関する確認書 (シンジケート・ローン債権の場合に限ります。)(第11号書式の2)

(チ) 略 (不変)

(リ) 付随担保明細書^(注+4) (付随担保がある場合に限ります。)(第12号書式)

(ヌ) 略 (不変)

(注1) 日本銀行が担保差入先から証書貸付債権の担保差入の申出を受けた際に確認する差入時の要件については、別表6を参照してください。

(注+2) }
(注+3) } 略 (不変)
(注+4) }

ロ. 担保差入通知書謄本の受付時間提出

オンライン担保差入先は、シンジケート・ローン債権にかかる担保差入を行う場合には、原則として差入日の午前9時から午後1時までの間に、担保利用細則第1編Ⅱ. 2. (78) イ. (ハ) により、担保差入通知書謄本を担保取引店に提出してください。

△. (2) 期日担保返戻を行う受ける場合

オンライン担保差入先は、期日担保返戻を受ける場合には、原則として受戻期日の午前9時から午前11時午後3時までの間に、担保利用細則第1編Ⅲ. 1. (3) により、次の書類「担保領収証書」および「担保受戻日管理表」を担保受入店（外貨建証書貸付債権については日本銀行本店に限ります。以下、5. において同じです。）である担保取引店に提出してください^{(注1) (注+2)}とともに、担保受入店である担保取引店から、次の書類等のうち差入時に提出した書類等の交付または返却を受けてください。

~~イ. 担保領収証書~~

~~ロ. 担保受戻日管理表^(注2)~~

~~（注1）オンライン担保差入先が担保出力指定店舗でない場合には、第3章3. (2) ホ. ロ. に定めるところに従ってください。~~

~~（注2）同一の担保受戻日管理表上に、証書貸付債権と電子記録債権が混在する場合には、担保利用細則第1編Ⅲ. 1. (3) の担保受戻日管理表にかかる（注2）に定めるところに従ってください。~~

~~（2）受戻期目における証書貸付債権証書等の交付または返却時間~~

~~オンライン担保差入先は、期日担保返戻を受ける場合には、担保利用細則第1編Ⅲ. 1. (3) により、担保受入店である担保取引店から、次の書類等のうち差入時に提出した書類等の交付または返却を受けてください。~~

イ. 証書貸付債権証書（電子証書貸付債権の場合には、「証書貸付債権証書の写に関する確認書」とします。また、シンジケート・ローン債権の場合には、証書貸付債権証書の写とします。）

ロ. }
イ. } 略（不変）
ホ. }

へ. 振出手形および電子記録債権の不存在に関する確認書または証書貸付債権の債権内容の変更ならびに振出手形および電子記録債権の不存在に関する確認書

ト. }
イ. } 略（不変）
ル. }

(注1)「担保受戻日管理表」に、電子記録債権、電子証書貸付債権またはシンジケート・ローン債権のみが記載されている場合には、「担保領収証書」および「担保受戻日管理表」の提出は不要です。

(注2) オンライン担保差入先が担保出力指定店舗でない場合には、第3章3.(2)ホ.(ロ)に定めるところに従ってください。

(3) 略 (不変)

○ 第3章1.(3)イ.を横線のとおり改める。

イ.担保差入の申出

担保差入先は、原則として差入日の午前9時から午前11時までの間に、次の書類等を担保取引店に提出することにより、手形の担保差入の申出^(注1)を行います。

提出する書類等の記入方法および提出場所等は[参考1]のとおりです。

(イ) 略 (不変)

(ロ) 担保差入証書 (手形・手形類似電子記録債権)^(注2) (第19号書式)

(注1) 日本銀行が担保差入先から手形の担保差入の申出を受けた際に確認する差入時の要件については、別表4を参照してください。

(注2) 略 (不変)

○ 第3章1.(4)イ.を横線のとおり改める。

イ.担保差入の申出

担保差入先は、原則として差入日の午前9時から午前11時までの間に、次の書類等^{(注1)(注2)}を担保取引店に提出することにより、手形類似電子記録債権の担保差入の申出^(注3)を行います。

提出する書類等の記入方法および提出場所等は[参考1]のとおりです。

(イ) 略 (不変)

(ロ) 事前審査時以降に変更記録^(注3-4)または支払等記録がされていないことが確認できる書面

- (ハ) 略 (不変)
- (ニ) 略 (不変)
- (ホ) 担保差入証書 (手形・手形類似電子記録債権) ^(注45)

(注1) 略 (不変)

(注2) 略 (不変)

(注3) 日本銀行が担保差入先から手形類似電子記録債権の担保差入の申出を受けた際に確認する差入時の要件については、別表5を参照してください。

(注~~3~~4) 略 (不変)

(注45) 略 (不変)

- 第3章1.(5)イ. を横線のとおり改める。

イ. 担保差入の申出

担保差入先は、原則として差入日の午前9時から午前11時までの間に、次の書類等 ^{(注1)(注2)} を担保取引店に提出することにより、手形類似電子記録債権以外の電子記録債権の担保差入の申出 ^(注3) を行います。

提出する書類等の記入方法および提出場所等は [参考1] のとおりです。

(イ) 略 (不変)

(ロ) 事前審査時以降に変更記録 ^(注34) または支払等記録 ^(注45) がされていないことが確認できる書面

(ハ) 略 (不変)

(ニ) 略 (不変)

(ホ) 電子記録債権の入札等の貸付条件の決定方法に関する確認書 ^(注56) または地方公共団体を債務者とする電子記録債権の貸付金利に関する確認書 ^(注67)

(ヘ) 付随担保明細書 ^(注78) (付随担保が付されている場合に限りです。)

(ト) 略 (不変)

(チ) 略 (不変)

(注1) 略 (不変)

(注2) 略 (不変)

(注3) 日本銀行が担保差入先から手形類似電子記録債権以外の電子記録債権の担保差入の申出を受けた際に確認する差入時の要件については、別表5を参照してください。

(注~~3~~4) }
∫ } 略 (不変)
(注78) }

○ 第3章1.(6)イ.(イ)を横線のとおり改める。

(イ) 証書貸付債権証書等の提出

担保差入先は、原則として差入日の午前9時から午前11時までの間に、担保として差入れる証書貸付債権の種類に応じ、次表左欄の提出書類（提出書類毎の「証書貸付債権の種類」の別に、当該提出書類の提出が必要な場合には○印を付し、当該提出書類の提出が不要な場合には×印を付しています。）^(注1)を担保取引店（外貨建証書貸付債権については日本銀行本店に限ります。以下、(6)において同じです。）に提出することにより、証書貸付債権の担保差入の申出^{(注2)(注3)}を行います^(注1)。ただし、○印が付された書類であっても、次表備考欄にその旨の記載がある場合には、提出は不要です。

なお、提出する書類等の記入方法および提出場所等は [参考1] のとおりです。

		証券貸付債権の種類				備考
		企業もしくは不動産投資法人に対する証券貸付債権または企業に対する米ドル建証券貸付債権	政府（特別会計を含みます。）に対する証券貸付債権	政府保証証券貸付債権	地方公共団体に対する証券貸付債権	
提出書類	証券貸付債権証券	○	○	○	○	電子証券貸付債権の場合には、証券貸付債権証券の写に関する確認書を提出してください。また、シンジケート・ローン債権の場合には、日本銀行から交付を受けた証券貸付債権証券の写を提出してください。
	担保差入証券（電子記録債権・証券貸付債権）または担保差入証券（外貨建証券貸付債権）（第20号書式（B））	略（不変）				
	証券貸付債権の譲渡に関する表明書					
	振出手形および電子記録債権の不存在に関する確認書	×	○	○	×	次のいずれかの場合には、提出不要です。 ① 全期間型特別適格債務者向け証券貸付債権および特定期間型特別適格債務者向け証券貸付債権以外の場合 ② 全期間型特別適格債務者向け証券貸付債権または特定期間型特別適格債務者向け証券貸付債権であって、かつ電子証券貸付債権またはシンジケート・ローン債権の場合
	証券貸付債権の債権内容の変更ならびに振出手形および電子記録債権の不存在に関する確認書	略（不変）				
地方公共団体に対する証券貸付債権の貸付金利に関する確認書						

登記事項証明書等 (注2.4)	○	○	○	○	予め、登記事項証明書等の提出の免除を受けている場合(注3.5)には、提出は不要です(注4.6)。
付随担保明細書(注5.7)	略(不変)				
エージェントが作成した分割返済予定表					

(注1) 略(不変)

(注2) 日本銀行が担保差入先から証書貸付債権の担保差入の申出を受けた際に確認する差入時の要件については、別表6を参照してください。

(注3) セカンダリー玉を日本銀行に担保として差入れることを希望する場合には、事前審査を依頼するまで(事前審査の手続を行う必要のないセカンダリー玉については担保差入の申出を行うまで)に、証書貸付債権の譲渡契約を締結する際に使用する契約書書式等につき、日本銀行の承認を得る必要があります。当該承認の申請等にかかる手続については、第6章3.を参照してください。

(注2.4) }
 ∫ } 略(不変)
 (注5.7) }

○ 第3章2.(5)イ.を横線のとおり改める。

イ. 担保返戻の依頼

担保差入先は、原則として受戻日の午前9時から午前11時までの間に、次の書類等を担保受入店(外貨建証書貸付債権については日本銀行本店に限りません。以下、(5)において同じです。)である担保取引店に提出(注)することにより、証書貸付債権の担保返戻を依頼します。

提出する書類等の記入方法、記入例、提出場所等は[参考1]のとおりです。

(イ) 略(不変)

(ロ) 略(不変)

(注) 電子証書貸付債権およびシンジケート・ローン債権については、(ロ)の提出は不要です。

○ 第3章2.(5)ロ.(イ)を横線のとおり改める。

(イ) 証書貸付債権証書(電子証書貸付債権の場合には、「証書貸付債権証書の写に関

する確認書」とします。また、シンジケート・ローン債権の場合には、証書貸付債権証書の写とします。)

- 第3章2. (5) ロ. (ホ) を横線のとおり改める。

(ホ) 振出手形および電子記録債権の不存在に関する確認書または証書貸付債権の債権内容の変更ならびに振出手形および電子記録債権の不存在に関する確認書 (担保受入時に提出を受けた場合に限ります。)

- 第3章3. (2) ハ. (ロ) およびニ. (ロ) 中、「午前11時」を「午後3時」に改める。

- 第3章3. (2) ホ. (ロ) を横線のとおり改める。

(ロ) 提出書類等

担保差入先は、受戻期日の午前9時から午前11時午後3時までの間に、担保領収証書 (手形・証書貸付債権) または担保領収証書 (外貨建証書貸付債権) ^(注1) を担保受入店である担保取引店 (外貨建証書貸付債権については日本銀行本店に限ります。以下、(ロ) において同じです。) に提出してください^(注2)。日本銀行は、担保受入店である担保取引店において担保領収証書 (手形・証書貸付債権) または担保領収証書 (外貨建証書貸付債権) の内容を確認のうえ、次の書類等を担保差入先に交付または返却します。

なお、担保領収証書 (手形・証書貸付債権) および担保領収証書 (外貨建証書貸付債権) の記入方法および提出場所等は [参考1] のとおりです。

a. 証書貸付債権証書 (電子証書貸付債権の場合には、「証書貸付債権証書の写に関する確認書」とします。また、シンジケート・ローン債権の場合には、「証書貸付債権証書の写とします。)

b. }
f } 略 (不変)
d. }

e. 振出手形および電子記録債権の不存在に関する確認書または証書貸付債権の債権内容の変更ならびに振出手形および電子記録債権の不存在に

する確認書（担保受入時に提出を受けた場合に限りです。）

f. 略（不変）

g. 登記事項証明書等（担保受入時に提出を受けた場合に限りです^(注2-3)。)

h. }
i. } 略（不変）
j. }

(注1) 略（不変）

(注2) 電子証書貸付債権およびシンジケート・ローン債権については、担保領収証書（手形・証書貸付債権）または担保領収証書（外貨建証書貸付債権）の提出は不要です。

(注2-3) 略（不変）

○ 第6章1.(1)を横線のとおり改める。

(1) 事前の審査^(注1)

日本銀行に担保として差入れることができる手形、電子記録債権または証書貸付債権（全期間型特別適格債務者向け証書貸付債権および特定期間型特別適格債務者向け証書貸付債権のうち、シンジケート・ローン債権以外のものを除き^(注2)、外貨建証書貸付債権を含みます。以下、本章1.において同じです。）は、予め、日本銀行により担保として適格であることが確認されているものに限られます。なお、電子記録債権については日本銀行が適当と認める電子債権記録機関において電子記録が行われているものに限りです。

また、シンジケート・ローン債権の担保差入にあたり、「証書貸付債権の担保差入に係る承諾書および抗弁放棄書」の提出を行うことなく担保等の提出を行う場合には、当該証書貸付債権が担保として適格であることに加え、イ.(ホ)に定める要件を備えていることが日本銀行により確認されているものに限られます。

(注1) 略（不変）

(注2) 全期間型特別適格債務者向け証書貸付債権および特定期間型特別適格債務者向け証書貸付債権のうち、シンジケート・ローン債権以外のものについては、イ.に定める事前審査の手続を行う必要はありません。

イ. 手形、電子記録債権または証書貸付債権^(注)の事前審査

(注) 略（不変）

(イ) 略 (不変)

(ロ) 審査の依頼

手形、電子記録債権^(注1)または証書貸付債権^(注2)について事前審査を日本銀行に依頼する取引先(以下イ.において「審査依頼人」といいます。)は、原則として午前9時から午前11時までの間に^(注3)、事前審査の対象となる手形、記録事項証明書または証書貸付債権証書、審査票(第27号書式)のほか、審査対象物に応じて、次の書類^(注4)を担保取引店(外貨建証書貸付債権については日本銀行本店に限ります。以下、イ.において同じです。)に提出してください。

提出する書類の記入方法および提出場所等は[参考1]のとおりです。

このうち、審査票については、担保取引店において書類等の内容を確認後、責任者印を押なつのうえ、当該審査依頼人に交付します。

(注1) 略 (不変)

(注2) 略 (不変)

(注3) 手形または証書貸付債権(全期間型特別適格債務者向け証書貸付債権または特定期間型特別適格債務者向け証書貸付債権のうち、~~シンジケート・ローン債権以外のもの~~に限ります。)の事前審査の依頼を行う場合において、事前審査を依頼した日に書類等手形の返却を受けることを希望するときは、原則として午前9時から午前10時までの間に書類等手形等を提出してください(日本銀行は、この時限までに書類等手形等の提出を受けた場合には、事前審査の依頼を受けた日に書類等手形を返却します。)

(注4) 略 (不変)

a. }
f } 略 (不変)
d. }

e. 証書貸付債権のうち、シンジケート・ローン債権以外のもの

(a) }
f } 略 (不変)
(d) }

(注1) 証書貸付債権証書上に準拠法が日本法である旨の記載がある場合、または、~~全期間型特別適格債務者向け証書貸付債権もしくは特定期間型特別適格債務者向け証書貸付債権~~の場合には、提出は不要です。

(注2) 略(不変)

(注3) 企業もしくは不動産投資法人に対する証書貸付債権の場合、~~全期間型特別適格債務者向け証書貸付債権もしくは特定期間型特別適格債務者向け証書貸付債権~~の場合または別表3の項番25(貸付金利)に定める要件を充たす地方公共団体に対する証書貸付債権の場合には、「証書貸付債権の入札等の貸付条件の決定方法に関する確認書」の提出は不要です。

(注4) 略(不変)

f. 略(不変)

(ハ) }
 ∫ } 略(不変)
(ヘ) }

(ト) 事前審査の依頼を受けた手形、証書貸付債権証書または記録事項証明書等の返却

a. ~~手形または証書貸付債権証書(全期間型特別適格債務者向け証書貸付債権または特定期間型特別適格債務者向け証書貸付債権のうち、シンジケート・ローン債権以外のもの)に限ります。以下a.において同じです。~~等の返却

日本銀行は、審査依頼人に対して、事前審査終了後、担保取引店において、(ロ)で受付けた手形または証書貸付債権証書および証書貸付債権の譲渡に関する表明書((ロ)で提出を受けた場合に限ります。)を、(ロ)で交付した審査票と引換えに返却します。

b. ~~証書貸付債権証書(a.の証書貸付債権を除きます。)~~等の返却

日本銀行は、事前審査終了後、審査依頼人に連絡し、担保取引店において、(ロ)で受付けた証書貸付債権証書、証書貸付債権の準拠法に関する確認書((ロ)で提出を受けた場合に限ります。)、証書貸付債権の譲渡に関する表明書((ロ)で提出を受けた場合に限ります。))および証書貸付債権の入札等の貸付条件の決定方法に関する確認書((ロ)で提出を受けた場合に限ります。))または地方公共団体に対する証書貸付債権の貸付金利に関する確認書((ロ)で提出を受けた場合に限ります。))を、(ロ)で交付した審査票と引換えに返却します。

また、シンジケート・ローン債権について事前審査の依頼を受けた場合には、これらとともに、「シンジケート・ローン債権証書スタンプ押なつ等依頼書」により作成を依頼された部数の証書貸付債権証書の写を審査依頼人に交付します。審査依頼人は、日本銀行から他の金融機関等の

ために証書貸付債権証書の写の交付を受けた場合には、当該証書貸付債権証書の写を当該金融機関等に送付してください。

c. 略（不変）

ロ. 略（不変）

○ 第6章2. イ. を横線のとおり改める。

イ. 免除申請書等の提出

担保差入金融機関等は、当該担保差入金融機関等に属する担保差入先が証書貸付債権（外貨建証書貸付債権を含みます。以下、2. において同じです。）を担保として差入れる場合において、登記事項証明書等の提出の免除を希望するときは、次の事項を記載した登記事項証明書等の提出の免除にかかる適宜の申請書（以下「免除申請書」といいます。）および（ハ）に定める内部管理態勢を確認するための資料（以下「内部管理態勢確認資料」といいます。）を日本銀行金融市場局に提出してください。

以下略（不変）

○ 「別表に定める事前審査時の要件、差入時の要件および債権譲渡契約書書式の要件について」の表を次のとおり改める（全面改正）。

事前審査時の要件	差入時の要件	債権譲渡契約書書式の要件	担保の種類	別表上の表示			
別表 1	別表 4	—	手形（CPを除く。）	手形			
			CP	CP			
別表 2	別表 5	—	企業または不動産投資法人を債務者とする手形類似電子記録債権	手形類似電子記録債権			
			企業または不動産投資法人を債務者とする電子記録債権（手形類似電子記録債権を除く。）のうち、シンジケート・ローン電子記録債権以外のもの	電子記録債権（手形類似電子記録債権以外）	相対	企業等	
			政府（特別会計を含む。）を債務者とする電子記録債権			政府	
			政府保証付電子記録債権のうち、シンジケート・ローン電子記録債権以外のもの			政府保証	
			地方公共団体を債務者とする電子記録債権のうち、シンジケート・ローン電子記録債権以外のもの			地公体	
			企業または不動産投資法人を債務者とする電子記録債権（手形類似電子記録債権を除く。）のうち、シンジケート・ローン電子記録債権であるもの	シンジケート・ローン	企業等		
			政府保証付電子記録債権のうち、シンジケート・ローン電子記録債権であるもの		政府保証		
			地方公共団体を債務者とする電子記録債権のうち、シンジケート・ローン電子記録債権であるもの		地公体		
企業または不動産投資法人に対する証券貸付債権のうち、シンジケート・ローン債権以外のもの	企業等						
別表 3	別表 6	別表 7	政府（特別会計を含む。）に対する証券貸付債権であって、かつ全期間型特別適格債務者向け証券貸付債権および特定期間型特別適格債務者向け証券貸付債権以外のもののうち、セカンダリー玉以外のもの	相対	政府	通常適格	セカンダリー玉以外
			政府（特別会計を含む。）に対する証券貸付債権であって、かつ全期間型特別適格債務者向け証券貸付債権および特定期間型特別適格債務者向け証券貸付債権以外のもののうち、セカンダリー玉であるもの			特別適格	セカンダリー玉
—	—	別表 7	政府（特別会計を含む。）に対する証券貸付債権であって、かつ全期間型特別適格債務者向け証券貸付債権または特定期間型特別適格債務者向け証券貸付債権であるもののうち、セカンダリー玉以外のもの	相対	政府	特別適格	セカンダリー玉以外
			政府（特別会計を含む。）に対する証券貸付債権であって、かつ全期間型特別適格債務者向け証券貸付債権または特定期間型特別適格債務者向け証券貸付債権であるもののうち、セカンダリー玉であるもの			特別適格	セカンダリー玉

別表 3	別表 7	政府保証付証券貸付債権であって、かつ全期間型特別適格債務者向け証券貸付債権および特定期間型特別適格債務者向け証券貸付債権以外のもののうち、シンジケート・ローン債権およびセカンダリー玉以外のもの	政府保証	通常適格	セカンダリー玉以外
		政府保証付証券貸付債権であって、かつ全期間型特別適格債務者向け証券貸付債権および特定期間型特別適格債務者向け証券貸付債権以外のもののうち、セカンダリー玉であるもの			セカンダリー玉
別表 3	別表 7	政府保証付証券貸付債権であって、かつ全期間型特別適格債務者向け証券貸付債権または特定期間型特別適格債務者向け証券貸付債権であるもののうち、シンジケート・ローン債権およびセカンダリー玉以外のもの		特別適格	セカンダリー玉以外
		政府保証付証券貸付債権であって、かつ全期間型特別適格債務者向け証券貸付債権または特定期間型特別適格債務者向け証券貸付債権であるもののうち、セカンダリー玉であるもの			セカンダリー玉
別表 3	別表 7	地方公共団体に対する証券貸付債権のうち、シンジケート・ローン債権以外のもの	シンジケート・ローン	地公体	
		企業または不動産投資法人に対する証券貸付債権のうち、シンジケート・ローン債権であるもの		企業等	
		政府保証付証券貸付債権であって、かつ全期間型特別適格債務者向け証券貸付債権および特定期間型特別適格債務者向け証券貸付債権以外のもののうち、シンジケート・ローン債権であるもの		政府保証	通常適格
		政府保証付証券貸付債権であって、かつ全期間型特別適格債務者向け証券貸付債権または特定期間型特別適格債務者向け証券貸付債権であるもののうち、シンジケート・ローン債権であるもの			特別適格
地方公共団体に対する証券貸付債権のうち、シンジケート・ローン債権であるもの	地公体				

(注) 表中、「特別適格」とは、全期間型特別適格債務者向け証券貸付債権および特定期間型特別適格債務者向け証券貸付債権をいい、「通常適格」とはそれ以外のものをいいます。

○ 別表3を次のとおり改める(全面改正)。

証書貸付債権に関する事前審査時の要件

○: 満たしている必要がある要件
●: 要件欄に記載する条件に該当する場合に満たしている必要がある要件

項番	項目	要件	証書貸付債権									
			相対					シンジケート・ローン				
			企業等	政府 通常適格		政府保証 通常適格		地公体	企業等	政府保証		地公体
				セカンダリー玉以外	セカンダリー玉	セカンダリー玉以外	セカンダリー玉			通常適格	特別適格	
1	言語	証書の使用言語が日本語であること	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	明確性	記載事項に不鮮明な箇所がないこと	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	金消費契約	金銭消費貸借契約にもとづくものであること	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4	債権者	審査を依頼する金融機関等が証書上に記載された貸付人であること	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		審査を依頼する金融機関等が証書上に記載された貸付人またはエージェントであること	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4の2	貸付人	審査を依頼する金融機関等が債権者であること			○	○						
4の3	譲渡人・譲受人	証書上に記載された貸付人と審査を依頼する金融機関等が、日本銀行に認められた譲渡人および譲受人の組合せであること			○	○						
5	エージェント	エージェントが日本銀行との間で当座勘定取引を行っている金融機関等であること							○	○	○	○
6	債務者等代表権限	証書上の債務者の記名なつ印者または署名者が、次のいずれかであると日本銀行が認める者であること ①代表権または代理権が付与されていることが明らかな者 ②権限付与に関する証の提出により記名なつ印または署名の権限を有することが明らかな者	○			○	○			○	○	
		保証条件付不動産投資法人証書貸付債権の場合には、証書上の保証人の記名なつ印者または署名者が、次のいずれかであると日本銀行が認める者であること ①代表権または代理権が付与されていることが明らかな者 ②権限付与に関する証の提出により記名なつ印または署名の権限を有することが明らかな者	●							●		
7	債務者住所	証書上の債務者の記名なつ印者または署名者が、財務大臣または財務大臣から権限が付与されていると日本銀行が認める者であること		○	○							
		証書上の債務者の記名なつ印者または署名者が、次のいずれかであること ①知事または市区町村長 ②権限付与に関する証の提出により記名なつ印または署名の権限を有することが明らかであると日本銀行が認める者							○			
8	保証人住所	証書上に債務者の住所が記載されており、かつその住所が日本国内にあること	○						○			
9	通貨	保証条件付不動産投資法人証書貸付債権の場合には、証書上に保証人の住所が記載されており、かつその住所が日本国内にあること 企業に対する証書貸付債権にあっては円建または米ドル建であること、不動産投資法人に対する証書貸付債権にあっては円建であること	○						○			
10	金額①	円建であること	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		残存元本額が5億円以上(ただし、外貨建証書貸付債権にあっては500万米ドル以上)であること	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
11	金額②	残存元本額(事前審査の対象のシンジケート・ローン債権における融資残高)が5億円以上(ただし、外貨建証書貸付債権にあっては500万米ドル以上)であること							○			
		残存元本額(事前審査の対象のシンジケート・ローン債権における融資残高)が5億円以上であること								○	○	○
12	別個債権	証書上の金額の記載に訂正箇所がなく、かつ不鮮明な箇所がないこと シンジケート・ローン債権が、シンジケート・ローンにおける貸付人ごとに別個の債権であること	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
13	貸付金受領文言等	次のいずれかにより債務者が貸付金を受領したことを日本銀行が確認できること ①証書上に債務者が貸付金を受領した旨の文言が記載されていること ※1 ②債務者が貸付金を受領したことを証明できる領収証書があること ③元金受領確認書が作成されていること	○			○	○	○	○	○	○	○
		債務者が貸付金を受領したことを日本銀行が確認済であること			○	○						
14	借入日	借入日が、審査の依頼を行った日の前営業日以前の日であること	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
14の2	譲渡回数	証書貸付債権が譲渡された回数が1回のみであること			○	○						
14の3	債権譲渡契約書	予め日本銀行の承認を得た債権譲渡契約書書式を用いて債権譲渡契約が締結され、譲渡された証書貸付債権であること			○	○						
15	返済方法	証書上に返済方法が具体的に記載されていること	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
16	準拠法	証書上に準拠法が日本法である旨の記載があること、または準拠法確認書が作成されており、かつ準拠法確認書上の債務者の記名なつ印者または署名者が、次のいずれかであると日本銀行が認める者であること ①代表権または代理権が付与されていることが明らかな者 ②権限付与に関する証の提出により記名なつ印または署名の権限を有することが明らかな者	○			○	○			○	○	
		証書または証書に添付された保証書その他の書面上に日本国政府が証書貸付債権の元金および利息の支払につき保証する旨の文言が記載されており、これに関して財務大臣または財務大臣から権限が付与されていると日本銀行が認める者が記名なつ印または署名を行っていること				○	○				○	○
18	手形	証書貸付債権に関し手形が振出されていないこと	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
19	電債	証書貸付債権に関し電子記録債権が発生していないこと	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
20	譲渡制限	譲渡または質入を禁止しておらず、かつ担保権実行による日本銀行の債権取得および日本銀行が債権取得した場合における債権処分に支障を来すような譲渡制限がないこと※2	○						○	○		○
		最終返済期日の4営業日前の日から最終返済期日までを除く貸付期間について、当該証書貸付債権の譲渡または質入を禁止しておらず、かつ担保権実行による日本銀行の債権取得および日本銀行が債権取得した場合における債権処分に支障を来すような譲渡制限がないこと※2			○	○	○	○			○	
21	貸付方式	コミットメントライン型の貸付でないこと	○			○	○	○	○	○	○	○

項番	項目	要件	証書貸付債権										
			相対					シンジケート・ローン					
			企業等	政府 通常適格		政府保証 通常適格		地公体	企業等	政府保証		地公体	
				セカンダリー玉以外	セカンダリー玉	セカンダリー玉以外	セカンダリー玉			通常適格	特別適格		
22	規定禁止事項	証書上に、次の規定が記載されていないこと ①貸付人による法的手続の申立てを制約する規定 ②債務者の責任財産の範囲を限定する規定 ③劣後特約を付す規定 ④貸付人の承諾を得ない代物弁済を許容する規定 ⑤貸付人に帰責性のない事由にもとづき発生した損害、損失または費用等を貸付人に負担させる旨を定めた規定 ⑥貸付人の承諾を得ない場合においても、債務者の契約上の地位または権利義務の第三者への譲渡が行われることを想定して設けられた規定 ⑦契約上の地位の譲渡または債権譲渡に際し、貸付人から譲受人または譲受予定者に対する証書貸付債権に関する情報の開示を禁止する規定 ⑧その他日本銀行による承継が適当でない貸付人の義務を定める規定	○	○	○	○	○	○					
		証書上に、次の規定が記載されていないこと ①貸付人による法的手続の申立てを制約する規定 ②シンジケート・ローン債権の譲受人にエージェントの業務の全部または一部を承継させる旨を定めた規定 ③債務者の責任財産の範囲を限定する規定 ④劣後特約を付す規定 ⑤全貸付人およびエージェントの承諾を得ない代物弁済を許容する規定 ⑥貸付人に帰責性のない事由（シンジケート・ローンにおける他の貸付人の帰責事由を含む。）にもとづき発生した損害、損失または費用等を当該貸付人に負担させる旨を定めた規定 ⑦エージェントの故意または過失にもとづく行為について、貸付人に対するエージェントの責任を減免する旨を定めた規定 ⑧エージェントが業務に関して負担した債務、損害、損失および費用等につき、借入人による償還の有無にかかわらず当該債務等の全部または一部を当然に貸付人の負担とする旨を定めた規定 ⑨貸付人の了知しないエージェントの交代を想定して設けられた規定 ⑩全貸付人およびエージェントの承諾を得ない場合においても、債務者の契約上の地位または権利義務の第三者への譲渡、第三者による弁済および債務者から第三者に対する保証（物上保証を含む。）の委託が行われることを想定して設けられた規定 ⑪契約上の地位の譲渡または債権譲渡に際し、貸付人から譲受人または譲受予定者に対するシンジケート・ローン債権に関する情報の開示を禁止する規定 ⑫その他日本銀行による承継が適当でない貸付人の義務を定める規定							○	○		○	
23	入札①	入札確認書上の債務者の記名なつ印者または署名者が、財務大臣または財務大臣から権限が付与されていると日本銀行が認める者であること		○	○								
		入札確認書上の債務者の記名なつ印者または署名者が、次のいずれかであると日本銀行が認める者であること ①代表権または代理権が付与されていることが明らかな者 ②権限付与に関する証の提出により記名なつ印または署名の権限を有することが明らかな者				○	○				○		
		入札確認書を提出する場合には、当該入札確認書上の債務者の記名なつ印者または署名者が、次のいずれかであると日本銀行が認める者 ①知事または市区町村長 ②権限付与に関する証の提出により記名なつ印または署名の権限を有することが明らかであると日本銀行が認める者								●			●

項番	項目	要件	証券貸付債権																			
			相対					シンジケート・ローン														
			企業等	政府 通常適格		政府保証 通常適格		地公体	企業等	政府保証		地公体										
				セカンダリー玉以外	セカンダリー玉	セカンダリー玉以外	セカンダリー玉			通常適格	特別適格											
25	貸付金利	貸付金利確認書を提出する場合には、次のとおりであること ①貸付金利の決定方法が、項番24の①に定める貸付金利の決定方法のいずれにも該当しないこと ②貸付金利と、比較対象公募地方債の表面利率との較差が、上下0.05%ポイント未満（ただし、比較対象公募地方債の発行価格が100円である場合には、上下0.10%ポイント未満）であること ③貸付金利が変動金利である場合には、証書上に初回の貸付金利が明記されていること									●										●	
26	特別事由	適格担保と認めることを日本銀行が適当でないとする特別な事由がないこと	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(注)この表における用語の定義は、第1章2.に定める用語の定義のほか、次のとおりとします。

証券	事前審査の対象の証券貸付債権の証券貸付債権証券をいいます。
権限付与に関する証	「手形行為または金銭消費貸借契約に関する権限付与の代表権または代理権に関する証」(第36号書式)をいいます。
元金受領確認書	「証券貸付債権元金受領確認書」(第37号書式)をいいます。
準拠法確認書	「証券貸付債権の準拠法に関する確認書」(第9号書式)をいいます。
入札確認書	「証券貸付債権の入札等の貸付条件の決定方法に関する確認書」(第10号書式)をいいます。
保証条件付不動産投資法人証券貸付債権	保証があることを条件に本行が適格と認める不動産投資法人に対する証券貸付債権をいいます。
コミットメントライン型の貸付	予め貸付人と借入人との間で合意した期間および融資限度枠の範囲内で、貸付の実行が確約されているものをいいます。ただし、貸付人の貸付義務が消滅しており、かつ元本額が確定している場合には、当該貸付に該当しないものとします。
貸付金利確認書	「地方公共団体に対する証券貸付債権の貸付金利に関する確認書」(第10号書式の2)をいいます。

(備考)

※1 証券の文言上、債務者が貸付金を受領したことが明確である必要があります。例えば、「受け取った」、「受領した」等の文言については、受領したことが明確であるものとしますが、「契約した」、「約諾した」、「借り受けました」等の文言については、受領したことが明確であるとはいえないため、別途、領収証書または元金受領確認書を提出する必要があります。

※2 譲渡制限がある場合には、日本銀行による債権取得または債権処分に支障を来さないことが明確である必要があります。上表の相対かシンジケート・ローンかの別に、それぞれ次に記載するもの一に該当する譲渡制限に該当するものは、日本銀行による債権取得または債権処分に支障を来さないものとしますが、その他の譲渡制限については、必要に応じて日本銀行に照会してください。

1. 相対の場合

① 譲渡可能な相手方を制限する旨の規定がある場合において、次の(i)から(iii)までのいずれかに該当すること等から日本銀行による債権取得に支障を来さないとき

- (i) 譲渡可能な相手方が「金融機関」、「法人」等と規定されており、当該相手方に日本銀行が含まれることが明示的に規定されているとき
- (ii) 譲渡可能な相手方が「適格機関投資家」等と規定されており、当該相手方に日本銀行が含まれないが、日本銀行が譲渡可能な相手方を制限する旨の規定の適用対象外であることが明示的に規定されているとき
- (iii) 譲渡可能な相手方が「適格機関投資家」等と規定されており、当該相手方に日本銀行が含まれないが、「証券貸付債権の担保差入に係る承諾書および抗弁放棄書」により、譲渡可能な相手方に関する譲渡制限が解除される場合

② 譲渡または買入に借入人の承諾が必要とされている場合において、合理的理由なく当該承諾を拒むことができない旨が規定されているとき

2. シンジケート・ローンの場合

① 譲渡可能な相手方を制限する旨の規定がある場合において、次の(i)または(ii)に該当すること等から日本銀行による債権取得に支障を来さないとき

- (i) 譲渡可能な相手方が「金融機関」、「法人」等と規定されており、当該相手方に日本銀行が含まれることが明示的に規定されているとき
- (ii) 譲渡可能な相手方が「適格機関投資家」等と規定されており、当該相手方に日本銀行が含まれないが、日本銀行が譲渡可能な相手方を制限する旨の規定の適用対象外であることが明示的に規定されているとき

② 譲渡または買入に借入人、エージェント等の承諾が必要とされている場合において、合理的理由なく当該承諾を拒むことができない旨が規定されているとき

項番	項目	要件	証書貸付債権															
			相対								シンジケート・ローン							
			政府				政府保証				地公体	政府保証			地公体			
			通常適格		特別適格		通常適格		特別適格			企業等	通常適格	特別適格				
企業等	セカンダリー玉以外	セカンダリー玉	セカンダリー玉以外	セカンダリー玉	セカンダリー玉以外	セカンダリー玉	セカンダリー玉以外	セカンダリー玉	地公体	企業等	通常適格	特別適格	地公体					
10	差入申出日	差入申出日が、承諾書および抗弁放棄書上の承諾日の翌営業日から起算して11営業日後の日以後の日でないこと 承諾書および抗弁放棄書を提出する場合には、差入申出日が、承諾書および抗弁放棄書上の承諾日の翌営業日から起算して11営業日後の日以後の日でないこと	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	●
11	債権譲渡登記等	登記事項証明書等が、証書貸付債権について、承諾書および抗弁放棄書上の確定日付以前の日付の動産・債権譲渡特例法にもとづく債権譲渡登記および質権設定登記が存在しないことを確認できるものであること※2	○						○	○	○	○						
		登記事項証明書等が、証書貸付債権について、承諾書および抗弁放棄書上の確定日付（債務者による承諾日付）以前の日付の動産・債権譲渡特例法にもとづく債権譲渡登記および質権設定登記が存在しないことを確認できるものであること※2		○	○	○	○						○					
		登記事項証明書等が、証書貸付債権について、承諾書および抗弁放棄書または担保差入通知書原本上の確定日付以前の日付の動産・債権譲渡特例法にもとづく債権譲渡登記および質権設定登記が存在しないことを確認できるものであること※2													○	○	○	
		登記事項証明書等が、証書貸付債権について、承諾書および抗弁放棄書または担保差入通知書原本上の確定日付（債務者による承諾日付）以前の日付の動産・債権譲渡特例法にもとづく債権譲渡登記および質権設定登記が存在しないことを確認できるものであること※2																
12	手形	証書貸付債権に関し手形が振出されていないこと				○	○							○	○	○	○	
13	電債	証書貸付債権に関し電子記録債権が発生していないこと				○	○							○	○	○	○	
14	特別事由	適格担保と認めることを日本銀行が適当でないと認める特別な事由がないこと				○	○							○	○			

(注) この表における用語の定義は、第1章2.に定める用語の定義のほか、次のとおりとします。

証書	担保差入先が担保差入を申出る証書貸付債権の証書貸付債権証書をいいます。
写に関する確認書	「証書貸付債権証書の写に関する確認書」（第48号書式）をいいます。
権限付与に関する証	「手形行為または金銭消費貸借契約に関する権限付与の代表権または代理権に関する証」（第36号書式）をいいます。
元金受領確認書	「証書貸付債権元金受領確認書」（第37号書式）をいいます。
承諾書および抗弁放棄書	「証書貸付債権の担保差入に係る承諾書および抗弁放棄書」（第8号書式）をいいます。
準拠法確認書	「証書貸付債権の準拠法に関する確認書」（第9号書式）をいいます。
保証条件付不動産投資法人証書貸付債権	保証があることを条件に本行が適格と認める不動産投資法人に対する証書貸付債権をいいます。
差入申出日	担保差入の申出を行う日をいいます。
貸付金利確認書	「地方公共団体に対する証書貸付債権の貸付金利に関する確認書」（第10号書式の2）をいいます。

(備考)

※1 証書の文言上、債務者が貸付金を受領したことが明確である必要があります。例えば、「受け取った」、「受領した」等の文言については、受領したことが明確であるものとし、また、「契約した」、「約諾した」、「借り受けました」等の文言については、受領したことが明確であるとはいえないため、別途、領収証書または元金受領確認書を提出する必要があります。

※2 具体的には、上表の相対がシンジケート・ローンかの別に、それぞれ次の①または②に該当するものとします。ただし、第6章2.により登記事項証明書等の提出を免除されている場合には、この要件を充たす必要はありません。

1. 相対

① 担保差入先を譲渡人または質権設定者とする動産・債権譲渡特例法にもとづく登記が1件でも存在する場合

担保差入先を譲渡人または質権設定者に指定した「登記事項証明書」であって、承諾書および抗弁放棄書の確定日付以前の日に於いて当該証書貸付債権について債権譲渡登記または質権設定登記が存在しない旨を証するものおよび承諾書および抗弁放棄書の確定日付以前の日に於いて債務者不特定の将来債権についての債権譲渡登記または質権設定登記が存在しない旨を証するもの（登記事項証明書（債権譲渡）交付申請書の記入上の留意点については、【参考3】（1）を参照してください。）

② 担保差入先を譲渡人または質権設定者とする動産・債権譲渡特例法にもとづく登記が一切存在しない場合

担保差入先を譲渡人または質権設定者に指定した「登記事項概要証明書」であって、承諾書および抗弁放棄書の確定日付以前の日に於いて当該証書貸付債権について債権譲渡登記または質権設定登記が存在しない旨を証するもの（登記事項概要証明書交付申請書（動産・債権譲渡登記用）の記入上の留意点については、【参考3】（2）を参照してください。）

2. シンジケート・ローン

① 担保差入先を譲渡人または質権設定者とする動産・債権譲渡特例法にもとづく登記が1件でも存在する場合

担保差入先を譲渡人または質権設定者に指定した「登記事項証明書」であって、承諾書および抗弁放棄書または担保差入通知書原本の確定日付以前の日に於いて当該証書貸付債権について債権譲渡登記または質権設定登記が存在しない旨を証するものおよび承諾書および抗弁放棄書または担保差入通知書原本の確定日付以前の日に於いて債務者不特定の将来債権についての債権譲渡登記または質権設定登記が存在しない旨を証するもの（登記事項証明書（債権譲渡）交付申請書の記入上の留意点については、【参考3】（1）を参照してください。）

② 担保差入先を譲渡人または質権設定者とする動産・債権譲渡特例法にもとづく登記が一切存在しない場合

担保差入先を譲渡人または質権設定者に指定した「登記事項概要証明書」であって、承諾書および抗弁放棄書または担保差入通知書原本の確定日付以前の日に於いて当該証書貸付債権について債権譲渡登記または質権設定登記が存在しない旨を証するもの（登記事項概要証明書交付申請書（動産・債権譲渡登記用）の記入上の留意点については、【参考3】（2）を参照してください。）

○ [参考1] 3. (3) から (5) までを次のとおり改める (全面改正)。

(3) 手形

	事前審査依頼	差入申出	返戻依頼	期日返戻
提出時間	午前 9 時から午前 11 時まで ^(注1)	差入日の午前 9 時から午前 11 時まで	受戻日の午前 9 時から午前 11 時まで	受戻期日の午前 9 時から午後 3 時まで ^(注2)
返却・交付時間	日本銀行による審査終了後 ^(注3)	差入日の午後 2 時 45 分以降	受戻日の午後 2 時 45 分以降	

(注1) 事前審査の依頼を行った日に返却を受けることを希望する場合には、午前 9 時から午前 10 時までの間に提出してください。

(注2) 提出後、日本銀行による確認が終了し次第、返却・交付します。なお、提出後、午後 3 時までに再度来店のうえ返却・交付を受けることも可能です。

(注3) ①午前 10 時までに事前審査の依頼を受けた場合には、当該依頼を受けた日の午後 2 時 45 分以降に返却します。

②スタンプ抹消の依頼を受けた場合には、当該依頼を受けた日の午後 2 時 45 分以降に返却します。

(4) 電子記録債権 (手形類似電子記録債権を含みます。)

	事前審査依頼	差入申出	返戻依頼	期日返戻
提出時間	午前 9 時から午前 11 時まで	差入日の午前 9 時から午前 11 時まで	受戻日の午前 9 時から午前 11 時まで	受戻期日の午前 9 時から午後 3 時まで ^{(注1)(注2)}
返却・交付時間	日本銀行による審査終了後 ^(注3)	差入日の午後 2 時 45 分以降	受戻日の午後 2 時 45 分以降	

(注1) 提出後、日本銀行による確認が終了し次第、返却・交付します。なお、提出後、午後 3 時までに再度来店のうえ返却・交付を受けることも可能です。

(注2) 提出書類がない場合にも、当該時間に返却・交付します。

(注3) スタンプ抹消の依頼を受けた場合には、当該依頼を受けた日の午後 2 時 45 分以降に返却します。

(5) 証書貸付債権

	事前審査依頼	差入申出	返戻依頼	期日返戻
提出時間	午前 9 時から午前 11 時まで	差入日の午前 9 時から午前 11 時まで ^(注1)	受戻日の午前 9 時から午前 11 時まで	受戻期日の午前 9 時から午後 3 時まで ^{(注2)(注3)}
返却・交付時間	日本銀行による審査終了後 ^(注4)	差入日の午後 2 時 45 分以降	受戻日の午後 2 時 45 分以降	

(注1) 担保差入通知書謄本は、差入日の午後 1 時までに提出してください。

(注2) 提出後、日本銀行による確認が終了し次第、返却・交付します。なお、提出後、午後 3 時ま

でに再度来店のうえ返却・交付を受けることも可能です。

(注3) 提出書類がない場合にも、当該時間に返却・交付します。

(注4) ①シンジケート・ローン債権の証書貸付債権証書の写の作成依頼を受けた場合には、当該依頼を受けた日の午後2時45分以降に交付します(ただし、事前審査の依頼を行ったシンジケート・ローン債権が、別表3の項番25(貸付金利)に定める要件を充たす地方公共団体に対する証書貸付債権でない場合に限ります。)

②スタンプ抹消の依頼を受けた場合には、当該依頼を受けた日の午後2時45分以降に返却します。

○ [参考1] 4. 記入例9の(注意)を横線のとおり改める。

(注意) 1. }
2. } 略(不変)
3. }
4. }

~~5. 交付税及び譲与税配付金特別会計に対する証書貸付債権の場合には、「証書貸付債権証書番号」欄に「交一借第○号、財理第○号」、「債務者」欄に「交付税特会」と、エネルギー対策特別会計に対する証書貸付債権の場合には、「証書貸付債権証書番号」欄に「エネ特借第○号、財理第○号」、「債務者」欄に「エネルギー特会」と、国有林野事業債務管理特別会計に対する証書貸付債権の場合には、「証書貸付債権証書番号」欄に「林野特借第○号、財理第○号」、「債務者」欄に「国有林野特会」と、それぞれ記入する。~~

~~6.5.~~ 略(不変)

~~7.6.~~ 略(不変)

○ [参考2] を横線のとおり改める。

[参考2] 特別適格債務者一覧

特別適格債務者一覧

特別適格債務者	-(注1)-	-(注2)-	-(注3)-
	適用期間区別 ^(注1)	適用期間 ^(注2)	シンジケート・ローン債権 ^(注3) / 承諾書および抗弁放棄書提出免除 ^(注4)
交付税及び譲与税配付金特別会計	略(不変)	略(不変)	＝
預金保険機構			＝
エネルギー対策特別会計			＝
国有林野事業債務管理特別会計 (注4)			＝
株式会社地域経済活性化支援機構			＝
独立行政法人農林漁業信用基金			＝
銀行等保有株式取得機構			＝
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構			＝
株式会社東日本大震災事業者再生支援機構			＝
原子力損害賠償・廃炉等支援機構			○

(注1) 略(不変)

(注2) 略(不変)

(注3) 政府保証付証書貸付債権のうち、シンジケート・ローン債権であるものには○印を付しています。

~~(注4)~~ 略(不変)

~~(注4) 国有林野事業債務管理特別会計が、平成25年4月1日付で国有林野事業特別会計から債務を承継する証書貸付債権のうち、貸付目を平成21年4月30日以後とするものについては、国有林野事業債務管理特別会計を特別適格債務者とする証書貸付債権として取扱う。~~

○ 書式目次を横線のとおり改める。

書式目次

第1号書式

┆

第8号書式(12 不シ変)

第8号書式(13 交付税)

第8号書式(13の2 交付税
セ)

第8号書式(14 エネ特)

第8号書式(14の2 エネ特
セ)

第8号書式(15 林野)

第8号書式(15の2 林野
セ)

第8号書式(16 保)

┆

第10号書式の2

第11号書式(A)

第11号書式(B)

第11号書式の2

}
}

略(不変)

(交付税及び譲与税配付金特別会計に対する証書貸付債権のうちセカン
ダリー玉以外のもの用)

証書貸付債権の担保差入に係る承諾書および抗弁放棄書

(交付税及び譲与税配付金特別会計に対する証書貸付債権のうちセカン
ダリー玉であるもの用)

証書貸付債権の担保差入に係る承諾書および抗弁放棄書

(エネルギー特会に対する証書貸付債権のうちセカンダリー玉以外のも
の用)

証書貸付債権の担保差入に係る承諾書および抗弁放棄書

(エネルギー特会に対する証書貸付債権のうちセカンダリー玉であるも
の用)

証書貸付債権の担保差入に係る承諾書および抗弁放棄書

(国有林野特会に対する証書貸付債権のうちセカンダリー玉以外のもの
用)

証書貸付債権の担保差入に係る承諾書および抗弁放棄書

(国有林野特会に対する証書貸付債権のうちセカンダリー玉であるもの
用)

証書貸付債権の担保差入に係る承諾書および抗弁放棄書

}
}

略(不変)

(全期間型特別適格債務者向け証書貸付債権または特定期間型特別適格
債務者向け証書貸付債権であって政府(特別会計を含む)に対する証書
貸付債権であるもののうち、電子証書貸付債権以外のもの用)

振出手形および電子記録債権の不存在に関する確認書

(全期間型特別適格債務者向け証書貸付債権または特定期間型特別適格
債務者向け証書貸付債権であって政府保証付証書貸付債権であるもの
うち、シンジケート・ローン債権以外のもの用)

振出手形および電子記録債権の不存在に関する確認書

(シンジケート・ローン債権用)

証書貸付債権の債権内容の変更ならびに振出手形および電子記録債権の
不存在に関する確認書

第12号書式

↓

第47号書式

第48号書式

} 略（不変）

証書貸付債権証書の写に関する確認書

○ 第8号書式（13交付税）を横線のとおり改める。

（第8号書式（13交付税））

（交付税及び譲与税配付金特別会計に対する証書貸付債権のうちセカンダリー玉以外のもの用）

証書貸付債権の担保差入に係る承諾書および抗弁放棄書

当方は、貴方が本承諾書により承諾した日の翌営業日から10営業日以内に、当方の貴方に対して有する下記一、の証書貸付債権の全部を下記二、ないし六、の条件により日本銀行に根担保として差入れますからご承諾下さい。

なお、当該証書貸付債権の元本を当方において受領する場合には、日本銀行に受領相当額以上の金額につき担保権の解除を依頼することとします。

記

一、 略（不変）

二、 略（不変）

三、日本銀行は、日本銀行と当方との間の取引または契約にもとづく債務の不履行があった場合には、当方および貴方に通知することにより、一、の金銭消費貸借契約証書貸付債権の譲渡に関する制限にかかわらず、一、の証書貸付債権を取得できること。

四、 }
五、 } 略（不変）
六、 }

年 月 日

（担保差入先）
（住所）
（代表者またはその代理人）

（印）

（注1）

（第三債務者）

御中

(担保差入先)

_____御中

上記証書貸付債権の担保差入についてはこれを承諾いたします。

日 本 銀 行 御中

貴方に対し、当該証書貸付債権に係る以下の抗弁を主張いたしません。

相殺の抗弁権、弁済の抗弁権、免除の抗弁権、無効・取消・解除の抗弁権、同時履行の抗弁権、消滅時効に係る抗弁権、その他一切の抗弁権

なお、当方は、本日の上記承諾時点において、当該証書貸付債権にかかる譲渡、質入またはその他の処分に関する通知を受領しておらず、かつ、承諾をしたことは一切ありません。

以下略（不変）

○ 第8号書式（13 交付税）の次に次の第8号書式（13 の2 交付税セ）を加える。

（第8号書式（13 の2 交付税セ））

（交付税及び譲与税配付金特別会計に対する証書貸付債権のうちセカンダリー玉であるもの用）

証書貸付債権の担保差入に係る承諾書および抗弁放棄書

当方は、貴方が本承諾書により承諾した日の翌営業日から10営業日以内に、当方の貴方に対して有する下記一、の証書貸付債権の全部を下記二、ないし六、の条件により日本銀行に根担保として差入れますからご承諾下さい。

なお、当該証書貸付債権の元本を当方において受領する場合には、日本銀行に受領相当額以上の金額につき担保権の解除を依頼することとします。

記

- 一、_____年__月__日付財理第__号にもとづく証書貸付債権（交一借第_____号、残存元本額_____円）
- 二、日本銀行は、一、の証書貸付債権につき当方と日本銀行との間の取引または契約にもとづく債務の不履行があった場合には、これを取立てまたは処分し、その取立てまたは処分して得た代金をもって当方の日本銀行に対する債務の弁済に充当できるものとする。この場合、日本銀行は貴方に対し、通知をすること。
- 三、日本銀行は、日本銀行と当方との間の取引または契約にもとづく債務の不履行があった場合には、当方および貴方に通知することにより、一、の証書貸付債権の譲渡に関する制限にかかわらず、一、の証書貸付債権を取得できること。
- 四、日本銀行は、上記三、により取得した一、の証書貸付債権を、第三者に譲渡する場合には、一、の金銭消費貸借契約に定める方法に従って行うものとする。日本銀行が一、の証書貸付債権に設定した担保権を第三者に譲渡する場合にも同様とする。
- 五、日本銀行が特に必要と認め、予め貴方に通知した場合を除き、利息は当方において受領することができること。
- 六、担保権者の権利を害さない事項については、当方と貴方との間において決定し、当方より日本銀行にこれを通知すれば足りること。また、金利の変更についても、日本銀行が特に必要と認め、予め貴方に通知した場合を除き、同様の扱いとすること。

年 月 日

（担保差入先）
（住所）
（代表者またはその代理人）

（印）



（注1）

（第三債務者）

御中

(担保差入先)

_____ 御中

上記証書貸付債権の担保差入についてはこれを承諾いたします。

日 本 銀 行 御中

貴方に対し、当該証書貸付債権に係る以下の抗弁を主張いたしません。

相殺の抗弁権、弁済の抗弁権、免除の抗弁権、無効・取消・解除の抗弁権、同時履行の抗弁権、消滅時効に係る抗弁権、その他一切の抗弁権

なお、当方は、当該証書貸付債権にかかる証書上の貸付人から上記担保差入先への当該証書貸付債権にかかる譲渡に関する通知の受領または承諾を除き、本日の上記承諾時点において、当該証書貸付債権にかかる譲渡、質入またはその他の処分に関する通知を受領しておらず、かつ、承諾をしたことは一切ありません。

年 月 日

(第三債務者)

(印)



_____ (注2)

(注1) 代表者またはその者から権限を付与された者の役職名を記載し、記名なつ印または署名をする。

(注2) 財務大臣または財務大臣から権限を付与されていることが明らかである者が記名なつ印または署名すること。

(注3) 本書式は両面印刷のうえ使用する。

○ 第8号書式（14エネ特）を横線のとおり改める。

（第8号書式（14エネ特））

（エネルギー特会に対する証書貸付債権のうちセカンダリー玉以外のもの用）

証書貸付債権の担保差入に係る承諾書および抗弁放棄書

当方は、貴方が本承諾書により承諾した日の翌営業日から10営業日以内に、当方の貴方に対して有する下記一、の証書貸付債権の全部を下記二、ないし六、の条件により日本銀行に根担保として差入れますからご承諾下さい。

なお、当該証書貸付債権の元本を当方において受領する場合には、日本銀行に受領相当額以上の金額につき担保権の解除を依頼することとします。

記

一、 略（不変）

二、 略（不変）

三、日本銀行は、日本銀行と当方との間の取引または契約にもとづく債務の不履行があった場合には、当方および貴方に通知することにより、一、の金銭消費貸借契約証書貸付債権の譲渡に関する制限にかかわらず、一、の証書貸付債権を取得できること。

四、 }
五、 } 略（不変）
六、 }

年 月 日

（担保差入先）

（住所）

（代表者またはその代理人）

（印）



（注1）

（第三債務者）

御中

(担保差入先)

_____ 御中

上記証書貸付債権の担保差入についてはこれを承諾いたします。

日 本 銀 行 御中

貴方に対し、当該証書貸付債権に係る以下の抗弁を主張いたしません。

相殺の抗弁権、弁済の抗弁権、免除の抗弁権、無効・取消・解除の抗弁権、同時履行の抗弁権、消滅時効に係る抗弁権、その他一切の抗弁権

なお、当方は、本日の上記承諾時点において、当該証書貸付債権にかかる譲渡、質入またはその他の処分に関する通知を受領しておらず、かつ、承諾をしたことは一切ありません。

以下略（不変）

○ 第8号書式（14 エネ特）の次に次の第8号書式（14の2 エネ特セ）を加える。

（第8号書式（14の2 エネ特セ））

（エネルギー特会に対する証書貸付債権のうちセカンダリー玉であるもの用）

証書貸付債権の担保差入に係る承諾書および抗弁放棄書

当方は、貴方が本承諾書により承諾した日の翌営業日から10営業日以内に、当方の貴方に対して有する下記一、の証書貸付債権の全部を下記二、ないし六、の条件により日本銀行に根担保として差入れますからご承諾下さい。

なお、当該証書貸付債権の元本を当方において受領する場合には、日本銀行に受領相当額以上の金額につき担保権の解除を依頼することとします。

記

- 一、____年__月__日付財理第____号にもとづく証書貸付債権（エネ特借第____号、残存元本額_____円）
- 二、日本銀行は、一、の証書貸付債権につき当方と日本銀行との間の取引または契約にもとづく債務の不履行があった場合には、これを取立てまたは処分し、その取立てまたは処分して得た代金をもって当方の日本銀行に対する債務の弁済に充当できるものとする。この場合、日本銀行は貴方に対し、通知をすること。
- 三、日本銀行は、日本銀行と当方との間の取引または契約にもとづく債務の不履行があった場合には、当方および貴方に通知することにより、一、の証書貸付債権の譲渡に関する制限にかかわらず、一、の証書貸付債権を取得できること。
- 四、日本銀行は、上記三、により取得した一、の証書貸付債権を、第三者に譲渡する場合には、一、の金銭消費貸借契約に定める方法に従って行うものとする。日本銀行が一、の証書貸付債権に設定した担保権を第三者に譲渡する場合にも同様とする。
- 五、日本銀行が特に必要と認め、予め貴方に通知した場合を除き、利息は当方において受領することができること。
- 六、担保権者の権利を害さない事項については、当方と貴方との間において決定し、当方より日本銀行にこれを通知すれば足りること。また、金利の変更についても、日本銀行が特に必要と認め、予め貴方に通知した場合を除き、同様の扱いとすること。

年 月 日

(担保差入先)
(住所)
(代表者またはその代理人)

(印)



(注1)

(第三債務者)

御中

(担保差入先)

_____ 御中

上記証書貸付債権の担保差入についてはこれを承諾いたします。

日 本 銀 行 御中

貴方に対し、当該証書貸付債権に係る以下の抗弁を主張いたしません。

相殺の抗弁権、弁済の抗弁権、免除の抗弁権、無効・取消・解除の抗弁権、同時履行の抗弁権、消滅時効に係る抗弁権、その他一切の抗弁権

なお、当方は、当該証書貸付債権にかかる証書上の貸付人から上記担保差入先への当該証書貸付債権にかかる譲渡に関する通知の受領または承諾を除き、本日の上記承諾時点において、当該証書貸付債権にかかる譲渡、質入またはその他の処分に関する通知を受領しておらず、かつ、承諾をしたことは一切ありません。

年 月 日

(第三債務者)

(印)



_____ (注2)

(注1) 代表者またはその者から権限を付与された者の役職名を記載し、記名なつ印または署名をする。

(注2) 財務大臣または財務大臣から権限を付与されていることが明らかである者が記名なつ印または署名すること。

(注3) 本書式は両面印刷のうえ使用する。

○ 第8号書式（15林野）を横線のとおり改める。

（第8号書式（15林野））

（国有林野特会に対する証書貸付債権のうちセカンダリー玉以外のもの用）

証書貸付債権の担保差入に係る承諾書および抗弁放棄書

当方は、貴方が本承諾書により承諾した日の翌営業日から10営業日以内に、当方の貴方に対して有する下記一、の証書貸付債権の全部を下記二、ないし六、の条件により日本銀行に根担保として差入れますからご承諾下さい。

なお、当該証書貸付債権の元本を当方において受領する場合には、日本銀行に受領相当額以上の金額につき担保権の解除を依頼することとします。

記

一、 略（不変）

二、 略（不変）

三、日本銀行は、日本銀行と当方との間の取引または契約にもとづく債務の不履行があった場合には、当方および貴方に通知することにより、一、の金銭消費貸借契約証書貸付債権の譲渡に関する制限にかかわらず、一、の証書貸付債権を取得できること。

四、 }
五、 } 略（不変）
六、 }

年 月 日

（担保差入先）

（住所）

（代表者またはその代理人）

（印）

（注2）

（第三債務者）

御中

(担保差入先)

_____ 御中

上記証書貸付債権の担保差入についてはこれを承諾いたします。

日 本 銀 行 御中

貴方に対し、当該証書貸付債権に係る以下の抗弁を主張いたしません。

相殺の抗弁権、弁済の抗弁権、免除の抗弁権、無効・取消・解除の抗弁権、同時履行の抗弁権、消滅時効に係る抗弁権、その他一切の抗弁権

なお、当方は、本日の上記承諾時点において、当該証書貸付債権にかかる譲渡、質入またはその他の処分に関する通知を受領しておらず、かつ、承諾をしたことは一切ありません。

以下略（不変）

○ 第8号書式（15林野）の次に次の第8号書式（15の2林野セ）を加える。

（第8号書式（15の2林野セ））

（国有林野特会に対する証書貸付債権のうちセカンダリー玉であるもの用）

証書貸付債権の担保差入に係る承諾書および抗弁放棄書

当方は、貴方が本承諾書により承諾した日の翌営業日から10営業日以内に、当方の貴方に対して有する下記一、の証書貸付債権の全部を下記二、ないし六、の条件により日本銀行に根担保として差入れますからご承諾下さい。

なお、当該証書貸付債権の元本を当方において受領する場合には、日本銀行に受領相当額以上の金額につき担保権の解除を依頼することとします。

記

- 一、_____年__月__日付財理第__号にもとづく証書貸付債権（林野特借第__号、残存元本額_____円^(注1)）
- 二、日本銀行は、一、の証書貸付債権につき当方と日本銀行との間の取引または契約にもとづく債務の不履行があった場合には、これを取立てまたは処分し、その取立てまたは処分して得た代金をもって当方の日本銀行に対する債務の弁済に充当できるものとする。この場合、日本銀行は貴方に対し、通知をすること。
- 三、日本銀行は、日本銀行と当方との間の取引または契約にもとづく債務の不履行があった場合には、当方および貴方に通知することにより、一、の証書貸付債権の譲渡に関する制限にかかわらず、一、の証書貸付債権を取得できること。
- 四、日本銀行は、上記三、により取得した一、の証書貸付債権を、第三者に譲渡する場合には、一、の金銭消費貸借契約に定める方法に従って行うものとする。日本銀行が一、の証書貸付債権に設定した担保権を第三者に譲渡する場合にも同様とする。
- 五、日本銀行が特に必要と認め、予め貴方に通知した場合を除き、利息は当方において受領することができること。
- 六、担保権者の権利を害さない事項については、当方と貴方との間において決定し、当方より日本銀行にこれを通知すれば足りること。また、金利の変更についても、日本銀行が特に必要と認め、予め貴方に通知した場合を除き、同様の扱いとすること。

年 月 日

(担保差入先)

(住所)

(代表者またはその代理人)

(印)



(注2)

(第三債務者)

御中

(担保差入先)

_____ 御中

上記証券貸付債権の担保差入についてはこれを承諾いたします。

日 本 銀 行 御中

貴方に対し、当該証券貸付債権に係る以下の抗弁を主張いたしません。

相殺の抗弁権、弁済の抗弁権、免除の抗弁権、無効・取消・解除の抗弁権、同時履行の抗弁権、消滅時効に係る抗弁権、その他一切の抗弁権

なお、当方は、当該証券貸付債権にかかる証券上の貸付人から上記担保差入先への当該証券貸付債権にかかる譲渡に関する通知の受領または承諾を除き、本日の上記承諾時点において、当該証券貸付債権にかかる譲渡、質入またはその他の処分に関する通知を受領しておらず、かつ、承諾をしたことは一切ありません。

年 月 日

(第三債務者)

(印)

_____ (注3)

(注1) 第三債務者の承諾日時点の残存元本額を記入する。

(注2) 代表者またはその者から権限を付与された者の役職名を記載し、記名なつ印または署名をする。

(注3) 財務大臣または財務大臣から権限を付与されていることが明らかである者が記名なつ印または署名すること。

(注4) 本書式は両面印刷のうえ使用する。

○ 第11号書式を第11号書式の2とし、第10号書式の2の次に次の第11号書式(A)および第11号書式(B)を加える。

(第11号書式(A))

(全期間型特別適格債務者向け証書貸付債権または特定期間型特別適格債務者向け証書貸付債権であって政府(特別会計を含む)に対する証書貸付債権であるもののうち、電子証書貸付債権以外のもの用)

振出手形および電子記録債権の不存在に関する確認書

年 月 日^(注1)

日本銀行 御中

(届出印)

(担保差入先)^(注2)



貴行の融通金に対する据置担保または貴行と当方間の担保に関する基本約定(担保に関する基本約定(適格外国債券担保)を含みます。)にもとづく根担保として差入れる下記証書貸付債権に関し手形が振り出されていないことおよび電子記録債権が発生していないことを確認し、念のため本確認書を差入れます。

記

_____年____月____日付財理第____号にもとづく証書貸付債権(_____^(注3)第____号、
残存元本額_____円)

以 上

(注1) 提出日(担保差入の申出を行う日)を記入する。

(注2) 代表者またはその者から権限を付与された者の役職名を記載し、記名なつ印または署名をする。役職名、氏名、印鑑または署名は、印鑑届等により日本銀行に届出たものを使用する。

(注3) 交付税及び譲与税配付金特別会計に対する証書貸付債権の場合には「交一借」と、エネルギー対策特別会計に対する証書貸付債権の場合には「エネ特借」と、国有林野事業債務管理特別会計に対する証書貸付債権の場合には「林野特借」と、それぞれ記入する。

(第11号書式(B))

(全期間型特別適格債務者向け証書貸付債権または特定期間型特別適格債務者向け証書貸付債権であって政府保証付証書貸付債権であるもののうち、シンジケート・ローン債権以外のもの用)

振出手形および電子記録債権の不存在に関する確認書

日本銀行 御中

年 月 日^(注1)

(届出印)

(担保差入先)^(注2)



貴行の融通金に対する据置担保または貴行と当方間の担保に関する基本約定（担保に関する基本約定（適格外国債券担保）を含みます。）にもとづく根担保として差入れる下記証書貸付債権に関し手形が振り出されていないことおよび電子記録債権が発生していないことを確認し、念のため本確認書を差入れます。

記

当方が属する金融機関等が _____^(注3) に対して有する
_____^(注4) と _____^(注3) との間の _____ 年 _____ 月 _____ 日付
金銭消費貸借契約にもとづく証書貸付債権（証書貸付債権証書番号 _____、残存
元本額 _____ 円）

以上

(注1) 提出日（担保差入の申出を行う日）を記入する。

(注2) 代表者またはその者から権限を付与された者の役職名を記載し、記名なつ印または署名をする。役職名、氏名、印鑑または署名は、印鑑届等により日本銀行に届出たものを使用する。

(注3) 第三債務者名を記入する。

(注4) 証書貸付債権証書に記載された貸付人の金融機関等名を記入する。

○ 第11号書式の2を横線のとおり改める。

(第11号書式の2)

(シンジケート・ローン債権用)

証書貸付債権の債権内容の変更ならびに振出手形および
電子記録債権の不存在に関する確認書

日本銀行 御中

年 月 日 (注1)

(届出印)

(担保差入先) (注2)



貴行の融通金に対する据置担保または貴行と当方間の担保に関する基本約定（担保に関する基本約定（適格外国債券担保）を含みます。）にもとづく根担保として差入れる下記証書貸付債権について、貴行が_____年___月___日 (注2-3) に適格と認める旨のスタンプを証書貸付債権証書に押なつて以後、契約締結時に定めた金利設定方式に従った金利の変更を除き、当該証書貸付債権につき債権内容が変更されていないことを確認します。

また、下記証書貸付債権に関し手形が振り出されていないことおよび電子記録債権が発生していないことも併せて確認し、念のため本確認書を差入れます。

記

_____年 月 日付金銭消費貸借契約（_____年 月 日付変更契約 (注3-4)）
にもとづく、_____を債務者とする証書貸付債権（証書貸付債権証書番
号_____、残存元本額 (注4-5) 円 (注5-6)）

以 上

(注1) 提出日（担保差入の申出を行う日）を記入する。

(注1-2) 略（不変）

(注2-3) 略（不変）

(注3-4) 変更契約がなされていない場合には、~~一~~削除する。

(注4-5) 略（不変）

(注5-6) 略（不変）

○ 第33号書式の（注意）を横線のとおり改める。

（注意） 1. }
2. } 略（不変）
3. }
4. }

~~5. 交付税及び譲与税配付金特別会計に対する証書貸付債権の場合には、「証書貸付債権証書番号」欄に「交一借第○号、財理第○号」、「債務者」欄に「交付税特会」と、エネルギー対策特別会計に対する証書貸付債権の場合には、「証書貸付債権証書番号」欄に「エネ特借第○号、財理第○号」、「債務者」欄に「エネルギー特会」と、国有林野事業債務管理特別会計に対する証書貸付債権の場合には、「証書貸付債権証書番号」欄に「林野特借第○号、財理第○号」、「債務者」欄に「国有林野特会」と、それぞれ記入する。~~

~~6.5.~~ 略（不変）

~~7.6.~~ 略（不変）

○ 第37号書式を横線のとおり改める。

(第37号書式)



証書貸付債権元金受領確認書

年 月 日
(印)

(第三債務者)
(代表者)



(注1)

当方は、_____ ^(注1-2) が当方に対して有する下記1. の証書貸付債権に関し、当該債権にかかる _____ ^(注2-3) と当方との間の金銭消費貸借契約にもとづき、下記2. のとおり元金を受領したことを確認します。

記

1. 略 (不変)
2. 略 (不変)

以 上

(注1) 権限を有する者とみなされ得る場合 (法律の規定による表見代表または表見代理の場合) のほか
は記名なつ印者または署名者の権限を明らかにする書類を添付する。

(注~~1~~-2) 略 (不変)

(注~~2~~-3) 略 (不変)

○ 第43号書式の（注意）を横線のとおり改める。

（注意） 1. }
2. } 略（不変）
3. }

~~4. 交付税及び譲与税配付金特別会計に対する証書貸付債権の場合には、「証書貸付債権証書番号」欄に「交一借第○号、財理第○号」、「債務者」欄に「交付税特会」と、エネルギー対策特別会計に対する証書貸付債権の場合には、「証書貸付債権証書番号」欄に「エネ特借第○号、財理第○号」、「債務者」欄に「エネルギー特会」と、国有林野事業債務管理特別会計に対する証書貸付債権の場合には、「証書貸付債権証書番号」欄に「林野特借第○号、財理第○号」、「債務者」欄に「国有林野特会」と、それぞれ記入する。~~

~~5.4. }
6.5. } 略（不変）
7.6. }~~

○ 第47号書式の次に次の第48号書式を加える。

(第48号書式)

証書貸付債権証書の写に関する確認書

年 月 日

日本銀行 御中

(担保差入先)^(注1)

(届出印)

(電話番号、担当者名)

別添の証書貸付債権証書の写^(注2)については、債務者の電子署名が正当であることを確認した原本にもとづき作成したものであり、当該写の内容は原本の内容と同一です。万一同一でないことが判明した場合には、これにより貴行に発生した損害につき賠償または補償します。

また、原本は、貸付人及び債務者の意思にもとづくものとして、真正に成立したものであることを表明し、保証します。かかる表明保証にもかかわらず、原本の真正な成立が認められなかった場合には、これにより貴行に発生した損害につき賠償または補償します。

なお、別添の証書貸付債権証書にもとづく証書貸付債権に関し手形が振り出されていないことおよび電子記録債権が発生していないことを念のため申し添えます。

以 上

(注1) 代表者またはその者から権限を付与された者の役職名を記載し、記名なつ印または署名をする。役職名、氏名、印鑑または署名は、印鑑届等により日本銀行に届出たものを使用する。

(注2) 本確認書および別添(電磁的記録として作成された証書貸付債権証書を紙面に印刷したもの)を契印すること。また、一通の証書貸付債権証書の写が2葉以上にわたる場合には、各葉にも契印すること。

経過措置

1. 証書貸付債権証書の表面に担保として適格と認める証としてのスタンプが押なつされた全期間型特別適格債務者向け証書貸付債権または特定期間型特別適格債務者向け証書貸付債権（シンジケート・ローン債権を除く。）を、2021年4月1日以降に担保として差入れる場合の取扱いは、なお従前の例によること。ただし、この場合における「証書貸付債権の担保差入に係る承諾書および抗弁放棄書」（「担保に関する細則」第8号書式（13 交付税）、同（14 エネ特）および同（15 林野））または「証書貸付債権証書スタンプ抹消依頼書」（「担保に関する細則」第43号書式）の提出については、本件による改正後の書式による提出でも差し支えないこと。

2. 次に掲げる本件による改正前の「担保に関する細則」に定める書式については、当分の間、本件による改正前の書式による提出を認めること。
 - （1）「証書貸付債権の債権内容の変更ならびに振出手形および電子記録債権の不存在に関する確認書」（第11号書式）
 - （2）「証書貸付債権証書スタンプ押なつ依頼書」（第33号書式）
 - （3）「証書貸付債権元金受領確認書」（第37号書式）
 - （4）「証書貸付債権証書スタンプ抹消依頼書」（第43号書式）

3. 本件による改正前の「証書貸付債権の担保差入に係る承諾書および抗弁放棄書」（「担保に関する細則」第8号書式（13 交付税）、同（14 エネ特）および同（15 林野））については、2021年4月30日までの間、電子証書貸付債権以外の証書貸付債権にかかる担保差入時に限り、本件による改正前の書式による提出を認めること。